和束町景観条例施行規則

令和元年７月１日

規則第８号

目次

　第１章　総則（第１条・第２条）

　第２章　景観重点地区（第３条・第４条）

　第３章　景観計画区域内における行為の届出等（第５条－第10条）

　第４章　景観重要建造物・景観重要樹木（第11条）

　第５章　景観協定（第12条－第14条）

　第６章　和束町景観審議会（第15条－第19条）

　第７章　雑則（第20条）

　附則

　　　第1章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び和束町景観条例（平成31年和束町条例第５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

　　　第２章　景観重点地区

（景観重点地区の指定の手続）

第３条　条例第11条第１項の規定による申請は、景観重点地区指定申請書（様式第１号）により行うものとする。

２　条例第11条３項の規定により景観重点地区として指定したときは景観重点地区指定通知書（様式第２号）により、景観重点地区として指定しなかったときは景観重点地区指定申請却下通知書（様式第３号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（景観の保全・育成に向けた施策）

第４条　条例第13条の規定による景観の保全・育成に向けた施策は、次に掲げるものとする。

　(1)　茶畑、農業施設等の災害復旧への補助

　(2)　農道の改修への補助

　(3)　景観に調和した建築物等の改修等への補助

 (4)　前３号に掲げるもののほか、その他景観の保全・育成に必要な措置

　　　　第３章　景観計画区域内における行為の届出等

（行為の届出等）

第５条　条例第16条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第４号）に、次に定める内容として別表第１に掲げる図書を添付して行うものとする。

（1） 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第１条第２項第１号及び同項第３号に掲げる図書又はそれに代わる図書

（2） その他町長が必要と認める図書

２　法第16条第２項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（様

式第５号）に、前項に掲げる図書のうち当該届出に係る変更の内容を明らかにするもの

を添付して行うものとする。

３　前２項の規定は、法第16条第５項後段の通知に準用する。

（適合の通知）

第６条　条例第18条第１項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の適合通知（様式第６号）により行うものとする。

（公表）

第７条　条例第21条の規定による公表は、次に掲げる事項について、告示、広報誌への掲載その他の方法により行うものとする。

（1） 条例第20条に規定する勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、

その名称、代表者の名前及び主たる事務所の所在地）

（2） 公表の理由

（3） 前２号に掲げるものほか、町長が必要と認める事項

（行為者の変更）

第８条　条例第22条の規定による届出は、行為者変更届（様式第７号）により行うものとする。

（行為の中止）

第９条　条例第23条の規定による届出は、景観計画区域内における行為中止届（様式第８号）により行うものとする。

　（行為の完了）

第10条　条例第24条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書（様式第９号）により行うものとする。

　　　 第4章　景観重要建造物・景観重要樹木

　（景観重要建造物・景観重要樹木の指定の手続）

第11条　条例第25条及び第27条の規定による指定の通知は、景観重要建造物・景観重要樹木の指定通知書（様式第10号）により行うものとする。

２　条例第25条及び第27条の規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

　（1） 指定番号及び指定年月日

　（2） 景観重要建造物・景観重要樹木の名称

　（3） 景観重要建造物・景観重要樹木の所在地

　（4） 景観重要建造物・景観重要樹木の所有者

(5) 指定の理由となった外観の特徴

３　条例第25条及び第27条の規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

　（1） 景観重要建造物・景観重要樹木である旨

　（2） 景観重要建造物・景観重要樹木の名称

　（3） 指定年月日

　（4） その他町長が必要と認める事項

　　　 第５章　景観協定

（景観協定の認可等）

第12条　条例第30条第１項の規定による規則で定める事項は次のとおりとする。

　（1） 協定の名称

　（2） 協定の目的

　（3） 協定を締結した者の氏名及び住所（法人又は団体にあっては、その名称及び代表

者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

（4） 協定の対象となる区域

（5） 景観の形成に必要な基準

（6） 協定の有効期間

第13条　条例第30条第１項の規定による景観協定の認可を受けようとする者は、景観協定認定申請書（様式第11号）に景観協定書及び町長が必要と認める書類を添付して町長に提出しなければならない。

第14条　条例第30条２項の規定により景観協定として認定したときは景観協定認定通知書（様式第12号）により、景観協定として認定しなかったときは景観協定認定申請却下通知書（様式第13号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

 第６章　和束町景観審議会

（組織）

第15条　条例第31条第２項の規定による和束町景観審議会（以下「審議会」という。）は、委員10人以内を持って組織する。

２　委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

（1） 有識者

（2） 各種団体等の代表者

（3） 町長が特に必要と認めた者

（任期）

第16条　委員の任期は、２年とする。

２　委員が欠けた場合で、町長が必要と認めるときは、委員を補充することができる。この場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員の再任は、妨げない。

（会長及び副会長）

第17条　審議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、審議会の委員の互選により定める。

３　会長は審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長がかけたときは、その職務を総理する。

（会議）

第18条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

　（庶務）

第19条　審議会の庶務は、地域力推進課において処理する。

第７章　雑則

（委任）

第20条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

　この規則は、令和元年７月１日から施行する。

別表第１(第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の種類 | 図書の種類 | 明示すべき事項等 |
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観変更 | 付近見取図 | 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺2500分の1以上のもの |
| 現況写真 | 当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示す写真 |
| 配置図 | 当該敷地内における建築物又は工作物の配置、植栽等の外構を表示する図面で、縮尺100分の1以上のもの |
| 立面図 | 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で、縮尺50分の1以上のもの |
| 完成予想図 | パース等を用いて表示すること（建築面積が500平方メートルを超えるもの） |
| その他の行為（条例第15条に掲げる行為） | 付近見取図 | 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺2500分の1以上のもの |
| 現況写真 | 当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示す写真 |
| 完成予想図 | パース等を用いて表示すること（建築面積が500平方メートルを超えるもの） |

備考　図面の縮尺等、図書については、町長が適切と認めるものに代えることができる。

様式第１号(第３条関係）

年　　月　　日

　和束町長　　　　　　　様

申請者　住所

(代表者)氏名　　 　　　　　　印

電話

景観重点地区指定申請書

　和束町景観条例第11条第１項の規定により、景観重点地区の指定を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 地　　　区 |  |
| 種　　　類 | □　景観重点第一種地区□　景観重点第二種地区 |
| 所在地 | 和束町大字　　　　　　　　　　小字　　　　　　　　　　地内 |
| 所有者 | 住所氏名 |

添付書類

（1）申請箇所の写真

（2）位置図

（3）その他町長が必要と認める書類

様式第２号(第３条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和束町長

景観重点地区指定通知書

年　　月　　日に申請のありました景観重点地区の指定について、和束町景観条例第11条第3項の規定により景観重点地区として指定しましたので、通知します。

１　景観重点地区の名称

２　指定番号　　　　　　　　第　　　号

３　指定年月日　　　　　　　　年　　月　　日

様式第３号(第３条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

和束町長

景観重点地区指定申請却下通知書

年　　月　　日に申請のありました景観重点地区の指定については、下記の理由により指定しないこととしたので通知します。

記

理　　由

様式第４号(第５条関係)

**景観計画区域内における行為の届出書**

|  |
| --- |
| 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 和束町長　　　　　　　様 |
| 届　出　者（行為者） | 住　　所 　　　　　(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)(フリガナ)氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)電話番号　　　　 (連絡先：□事務所　□自宅　□その他) |
| 和束町景観条例第16条の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。 |
| 行為の場所 | 和束町 |
| 行為の期間 | 着手予定日 | 年　　　月　　　日 | 完了予定日 | 年　　　月　　　日 |
| 行為の種類 | □　建 築 物□　工 作 物□　その他の行為 | 用途・名称 |  |
| 行為の内容 | □ 新築・新設 □ 増築 □ 改築 　□ 移転□ 外観の変更（□ 修繕 □ 模様替 □ 色彩の変更）□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 設　計　者 | 住所　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　：氏名・事業所名　： |
| 工事施工者 | 住所　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　：氏名・事業所名　： |
| 添付図書 | 建築物工作物 | □ 付近見取図　　　□ 現況写真　　□ 配置図　　□ 立面図　　□ 完成予想図□ その他（　　　　　　　　　） |
| その他の行為 | □ 付近見取図　□ 現況写真　□ 完成予想図　□ その他（　　　　　　） |
| その他の参考事項 |  |

注１　届出書は、必要図書を添付の上、提出してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設　計　又　は　施　行　方　法 | 建築物の新築等 | 主要用途 |  | 構造 |  |
|  | 届出部分 | 既存部分 | 合計 |
| 敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建築面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高さ（ 階　　　数 ） | ｍ（　　　　　　　　階） | ｍ（　　　　　　　　階） | ｍ（　　　　　　　　階） |
| 外観の変更（見　付　面　積） | ㎡（　　　　　　　　㎡） | ㎡（　　　　　　　　㎡） | ㎡（　　　　　　　　㎡） |
| 外構(緑化、垣・柵等の方法) |  |
| 外観の材料・仕上げ |  |
| 工作物の新設等 | 種類 |  | 構造 |  |
|  | 届出部分 | 既存部分 | 合計 |
| 土地の区域の面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 延長（ 　幅　　　員　 ） | ｍ（　　　　　　　　ｍ） | ｍ（　　　　　　　　ｍ） | ｍ（　　　　　　　　ｍ） |
| 外観の変更（ 見　付　面　積 ） | ㎡（　　　　　　　　㎡） | ㎡（　　　　　　　　㎡） | ㎡（　　　　　　　　㎡） |
| 外構(緑化、垣・柵等の方法) |  |
| 外観の材料・仕上げ |  |
| 備　考 |

様式第５号(第５条関係)

**景観計画区域内における行為の変更届出書**

|  |
| --- |
| 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 和束町長　　　　　　様 |
| 届　出　者（行為者） | 住　　所 　　　　　(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)(フリガナ)氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)電話番号 (連絡先：□事務所　□自宅　□その他) |
| 和束町景観条例第16条の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。 |
| 行為の場所 | 和束町 |
| 当初の届出年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 行為の期間（変更後） | 着手予定日 | 年　　　月　　　日 | 完了予定日 | 年　　　月　　　日 |
| 変更の内容 | (変更前) |
| (変更後) |
| 添付図書 | 建築物工作物 | □ 付近見取図　　　□ 現況写真　　□ 配置図　　□ 立面図　　□ 完成予想図□ その他（　　　　　　　　　） |
| その他の行為 | □ 付近見取図　□ 現況写真　□完成予想図　□ その他（　　　　　　　） |
| その他の参考事項 |  |

注１　届出書は、必要図書を添付の上、提出してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 変　更　後　の　設　計　又　は　施　行　方　法 | 建築物の新築等 | 主要用途 |  | 構造 |  |
|  | 届出部分 | 既存部分 | 合計 |
| 敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 建築面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高さ（ 階　　　数 ） | ｍ（　　　　　　　　階） | ｍ（　　　　　　　　階） | ｍ（　　　　　　　　階） |
| 外観の変更（見　付　面　積） | ㎡（　　　　　　　　㎡） | ㎡（　　　　　　　　㎡） | ㎡（　　　　　　　　㎡） |
| 外構(緑化、垣・柵等の方法) |  |
| 外観の材料・仕上げ |  |
| 工作物の新設等 | 種類 |  | 構造 |  |
|  | 届出部分 | 既存部分 | 合計 |
| 土地の区域の面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 延長（ 　幅　　　員　 ） | ｍ（　　　　　　　　ｍ） | ｍ（　　　　　　　　ｍ） | ｍ（　　　　　　　　ｍ） |
| 外観の変更（ 見　付　面　積 ） | ㎡（　　　　　　　　㎡） | ㎡（　　　　　　　　㎡） | ㎡（　　　　　　　　㎡） |
| 外構(緑化、垣・柵等の方法) |  |
| 外観の材料・仕上げ |  |
| 備　考 |

様式第６号(第６条関係)

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　和束町長

景観計画区域内における行為の適合通知

年　　月　　日付けで景観計画区域における行為の届出がありました件について、和束町景観条例第18条の規定により、当該行為が適合することを通知します。

様式第７号(第８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行 為 者 変 更 届年　　月　　日 和束町長　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 届　出　者（行 為 者） | 住　　所 　　　　　(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)(フリガナ)氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)電話番号 (連絡先：□事務所　□自宅　□その他) |

和束町景観条例第22条の規定により、次のとおり届け出します。 |
| 行為の場所 | 和束町 |
| 行為の種類 |  |
| 行為の届出日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 行為者 | 変更前 | 住所 |  |
| 氏名（名称） |  |
| 変更後 | 住所 |  |
| 氏名（名称） |  |
| 変更理由 |  |
| 備　考 |  |

様式第８号(第９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観計画区域内における行為中止届年　　月　　日 和束町長　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 届　出　者（行 為 者） | 住　　所 　　　　　(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)(フリガナ)氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)電話番号 (連絡先：□事務所　□自宅　□その他) |

和束町景観条例第23条の規定により、次のとおり届け出します。 |
| 行為の場所 | 和束町 |
| 行為の種類 |  |
| 行為の届出日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 適合通知日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 行為の着手日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 行為の中止日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 中止理由 |  |
| 備　考 |  |

様式第９号(第10条関係)

**景観計画区域内における行為の完了届出書**

|  |
| --- |
| 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 和束町長　　　　　　　様 |
| 届　出　者（行為者） | 住　　所 　　　　　(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)(フリガナ)氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)電話番号 (連絡先：□事務所　□自宅　□その他) |
| 　　　年　　月　　日付　　　　第　　　　　号の届出に関する行為が完了しましたので、和束町景観条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。 |
| 行為の場所 | 和束町 |
| 当初届出 | 届出日 | 年　　　月　　　日 | 届出番号 | 第　　　　　　　号 |
| 変更届出 | 届出日 | 年　　　月　　　日 | 届出番号 | 第　　　　　　　号 |
| 適合通知 | 通知日 | 年　　　月　　　日 | 通知番号 | 第　　　　　　　号 |
| 行為の期間 | 行為着手日 | 年　　　月　　　日 | 行為完了日 | 年　　　月　　　日 |
| 添付書類 | □　工事施工写真□　工事完了写真□　その他 |
| 備考　工事完了写真　建築物等の外観及び敷地内の状況、施工後の状況等が分かるカラー写真を添付してください。写真は２方向以上（１枚は全面道路を含む）とし、撮影日時を記載してください。　　　 工事施工写真　土地の形質の変更、物件の堆積に関する行為にあっては、施工中の写真を添付してください。　　　　　　　　　 写真は２方向以上（１枚は全面道路を含む）とし、撮影日時を記載してください。 |

様式第10号(第11条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

和束町長

景観重要建造物・景観重要樹木の指定通知書

　次のとおり指定をしましたので、和束町景観条例第25条及び条例第27条の規定より、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 |  |
| 種　　　類 | □　景観重要建造物□　景観重要樹木 |
| 所在地 | 和束町 |
| 所有者 | 住所氏名 |
| 指定の理由（建造物に合っては、外観の特徴、樹木に合っては樹木の特徴 |  |
| 指定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 指定番号 | 第　　　　号 |

様式第11号(第13条関係）

年　　月　　日

和束町長　　　　　　　様

申請者　住所

(代表者)氏名　　　　　　　　　　　印

電話

景観協定認定申請書

　和束町景観条例第30条第１項の規定により、景観協定の認定を申請します。

１　景観協定の名称

２　景観協定の目的

３　景観協定の対象となる区域

４　景観協定の有効期間

５　景観協定を締結した者の氏名及び住所

(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

６　添付書類

（1）景観協定書

（2）その他町長が必要と認める書類

様式第12号(第14条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

和束町長

景観協定認定通知書

年　　月　　日に申請のありました景観協定の認定について、和束町景観条例第30条第2項の規定により景観協定として認定しましたので、通知します。

1　景観協定の名称

2　認定番号　　　　第　　　　号

3　認定年月日　　　　　　　年　　月　　日

様式第13号(第14条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

和束町長

景観協定認定申請却下通知書

年　　月　　日に申請のありました景観協定の認定については、下記の理由により認定しないこととしたので通知します。

記

理　　由